

議案第八四号

取員の暫定手当に関する条例の廃止について

取員の暫定手当に関する条例を次のように廃止するものとする。

昭和三十四年十二月二十五日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和三十四年十二月二十五日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎



取員の暫定手当に関する条例廃止条例

取員の暫定手当に関する条例（昭和三十二年三朝町条例第二二号）

は廃止する。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十四年十月一日より適用する。